

## 「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和元年9月21日(土)から同年10月21日(月)まで  
 ○提出された御意見の件数：10件（提出意見数は、提出意見者数としています。）  
 ○とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

No.	案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	無線通信に関する人材の確保、育成の観点から、無線従事者国家試験手数料の値上げに反対する。（3件）	無線従事者国家試験手数料の額については、電波法（昭和25年法律第131号）第103条第1項に基づき、実費を勘案して定めることとなっていますので御理解願います。 人材確保・育成に係る御意見については、今後の他の施策の検討に当たっての御参考とさせていただきます。	無
2	無線従事者国家試験において科目免除がある場合、科目数を勘案し手数料額を減額すべき。（5件）	科目免除による減額について検討したところ、科目免除による割引を導入した場合は、新たに事務費用が発生し、その額が科目免除を行わない場合の手数料を超えるため導入しなかったものです。	無
3	改正政令案では、「経済情勢の変動等に鑑み」とあるが、資格ごとに値上げ率に差がある。経済情勢の変動の他に積算の根拠があるのであれば説明すべき。（2件）	無線従事者国家試験は、資格ごとに科目数、難易度、試験時間等が試験の内容が異なり、そのため、資格ごとに実施に係る費用も異なります。試験手数料の額は資格ごとに実施に要した費用に受験者数を勘案して積算しています。 実施に要した経済情勢の変動による費用の増減と各資格の受験者数の増減により算出しているため、改定率に差違が生じるものです。	無
4	無線従事者国家試験手数料額の改定案に賛同する。今後とも試験が厳格に実施されるよう、必要に応じ更なる改定を行うべき。	賛同の御意見として承ります。	無
5	無線従事者資格は、個人のスキルアップや生涯学習の一環として受験するケースがあることも踏まえ、個人にも配慮した手数料額を設定すべき。	無線従事者国家試験の手数料の額については、電波法第103条第1項に基づき、実費を勘案して定めることとなっていますので、御理解願います。	無
6	第1級、第2級及び第3級アマチュア無線技士については、前回手数料改定から電気通信術が廃止となり科目数が減少しており、これら3試験は手数料を値下げするべき。	御指摘のとおり、第3級アマチュア無線技士は平成17年度に、第1級及び第2級アマチュア無線技士は平成23年度に電気通信術（実技）の試験科目を廃止し、一方で法規試験において出題内容の改正をしました。実技試験の廃止による費用の減少分と法規の問題作成等に係る増額分を計算したところ手数料の額はほぼ同等であったことから、電気通信術の科目を廃止することによる改定をしていないものです。	無

No.	案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
7	無線従事者国家試験において電子申請による申請を可能とし、また、電子申請をした場合には手数料を減額すべき。	無線従事者国家試験は、電子申請による受付を行っており、現在、約9割（平成30年度）が電子申請によるものとなっており、本改正案においては電子申請による費用を勘案し積算しています。	無
8	講習手数料の値下げについて賛同する。	賛同の御意見として承ります。	無
9	学校や職場等でまとめて受験する場合の手数料額を考慮すべき。	無線従事者国家試験の手数料の額については、電波法第103条第1項に基づき、実費を勘案して定めることとなっていますので、御理解願います。	無
10	青少年の健全育成の観点から、アマチュア無線技士については、18歳未満が受験する場合、受験料の減免措置を導入すべき。	無線従事者国家試験の手数料の額については、電波法第103条第1項に基づき、実費を勘案して定めることとなっていますので、御理解願います。人材育成に係る御意見については、今後の他の施策の検討に当たっての御参考とさせていただきます。	無
11	電気通信術がない資格については、Computer Based Testing (CBT) を導入して、試験実施コストの低減（及び手数料の減額）を図るべき。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
12	第1級及び第2級アマチュア無線技士の国家試験は多肢選択式であるのに対し、点字による試験は記述式で行われているが、合理的な差異とは思われない。目の見えない方にも上級ハムへの道を開くために、今回の手数料の値上げを機に、点字による試験も多肢選択式とすることをご検討いただきたい。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

（注1）提出された意見は、全て個人のものとなるため、表への属性等記載は割愛しています。

（注2）上記提出意見のほか、意見募集対象について明らかに言及しておらず、無関係だと判断されるものが2件ございました。

（注3）左欄のNoの数は、意見を内容ごとに分類し、便宜上採番したものとなります。なお、1件につき複数の意見があり、それらを内容ごとに分類しているため、意見の提出件数と分類（No）数は一致しません。